

事 業 主 様

大阪府電設工業健康保険組合
理事長 森 博明
(公印省略)

健康保険法の一部改正等について(お知らせ)

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、健康保険法の一部改正等について下記のとおりお知らせいたしますので、被保険者の皆さまにご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

① 現物給与の価額の一部改正について

令和 5 年 4 月 1 日に報酬、賞与又は賃金のうち金銭又は通貨以外のもので払われる現物給与の価額の一部が改正されます。

改正箇所については、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」を参照してください。

この改正に伴う現物給与の価額変更は、固定的賃金の変更があったものとみなされますので、現物給与のある被保険者で標準報酬月額に 2 等級以上の変動が生じた場合は、「被保険者報酬月額変更届」を提出していただきますようお願いいたします。

② 出産育児一時金の支給額の見直しについて

令和 5 年 4 月 1 日以降の出産について、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額が次のとおり見直されることになりました。

	現 行 (R5. 3. 31 以前の出産)	改 正 後 (R5. 4. 1 以降の出産)
産科医療補償制度 (掛金 12,000 円)の 対象となる場合	42 万円 〔408,000+12,000〕	50 万円 〔488,000+12,000〕
産科医療補償制度の 対象とならない場合	40 万 8 千円	48 万 8 千円

③ 被扶養者認定にかかる添付書類の変更について

被扶養者認定において、家族が退職した場合の届出につきましては、各種添付書類を提出していただいております。

今般、被扶養者認定の適正化を図る観点から、添付書類の取り扱いを下記のとおり一部変更いたします。令和5年4月以降の申請につきましては、下記のとおり届出させていただきますようお願いいたします。

(1) 「被扶養者認定に関する誓約書」の添付

- ・「被扶養者(異動)届」、「被扶養者現況届」と併せて「被扶養者認定に関する誓約書」の添付が必要となります。(この変更に伴い「被扶養者現況届」の書式も変更しております。)
- ・この変更により離職票の原本の提出は不要になります。
- ・当組合にて、マイナンバーによる情報連携で失業給付受給の有無の確認をいたします。扶養認定後、この確認により受給していることが判明した場合には、遡って認定を取り消すこととなりますのでご注意ください。

(2) 上記1と併せて、下記の書類を添付してください。

	添 付 書 類	
	現 行	変 更 後 (「誓約書」及び下記書類)
1. 離職票の交付を受けない場合	「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し	変更なし
2. 雇用保険未加入だった場合	「退職証明書」の写し 及び 雇用保険未加入であったことが確認できる書類	変更なし
3. 離職票を交付されているが失業給付の手続きをされない場合	「離職票-1、2」の原本	「離職票-1、2」の写し
4. 失業給付の受給期間延長の手続きをされる場合	「離職票」の写し (後日「離職票-1、2」の原本及び「雇用保険延長通知書」の原本)	「離職票」の写し
5. 失業給付の手続きをされる場合	「離職票」の写し (後日「雇用保険受給資格者証」の両面の写し(給付制限期間の確認できるもの)	変更なし(※)

(※) マイナンバーカードをご使用のうえハローワークで失業給付金の手続きをされた場合は、「雇用保険受給資格者証」の代わりに「雇用保険受給資格通知」の写しを提出してください。

④ 各種申請書の書式変更について

押印の廃止等により、「適用に関する書式」および「給付に関する書式」を一部見直しましたので、今後は新書式をご使用くださいますようお願いいたします。

- * 「健康保険法の一部改正等について(お知らせ)」及び「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」(改正箇所を赤字で表示したもの)は、当健康保険組合ホームページの『お知らせ』に掲載しています。また、各種申請書(新書式分)は、4月以降に『申請書ダウンロード』からご利用できます。
- * 書式等の送付を希望される場合やご不明な点がございましたら、健康保険組合業務課までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課
TEL : 06 - 6385 - 2851